

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	和田興産株式会社			コード	8931
提出日	2025/5/12	異動（予定）日	2025/5/28		
独立役員届出書の提出理由	2025年5月28日開催予定の第59回定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	斎藤富雄	社外取締役	○													○	有
2	谷口時寛	社外取締役	○													○	有
3	大高裕司	社外取締役	○													○	訂正・変更
4	角南忠昭	社外取締役	○													○	有
5	菫田 統	社外取締役	○													○	有
6	中務尚子	社外取締役	○										○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		＜社外取締役としての選任の理由＞ 直接会社経営に関与した経験はないが、行政における豊富な経験や兵庫県副知事として培ってきた幅広い知識を当社の経営に活かしていただくことで、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したため。 ＜独立役員に指定した理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
2		＜社外取締役としての選任の理由＞ 直接会社経営に関与した経験はないが、神戸市政における豊富な経験や環境局長及び産業振興局長として培ってきた幅広い知識を当社の経営に活かしていただくことで、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したため。 ＜独立役員に指定した理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
3		＜社外取締役としての選任の理由＞ 金融機関におけるマネジメント経験や不動産会社における経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を担うことにより、当社の中長期的な企業価値向上に資することと判断したため。 ＜独立役員に指定した理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
4		＜社外取締役（監査等委員）としての選任の理由＞ 長年にわたる企業の役員としての職務や学校法人の理事長の職務等を通じ、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。独立した立場から取締役の職務執行の適法性や妥当性に係る監査が期待できる適切な人材であると判断したため。 ＜独立役員に指定した理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
5		＜社外取締役（監査等委員）としての選任の理由＞ 公認会計士としての実務経験を背景に高度な専門性を有するとともに、会社経営に関し役員としての職務を通じ、高い見識を培っており、特に会計、財務面に係る専門的な見地からの監査が期待できる適切な人材であると判断したため。 ＜独立役員に指定した理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
6	＜上場会社の取引先の業務執行者＞ 同氏が所属する弁護士法人中央総合法律事務所と当社で顧問契約を締結しておりますが、同法人に支払う年間顧問料の額は僅少であり、経営に対する独立性に問題はないものと判断しております。	＜社外取締役（監査等委員）としての選任の理由＞ 直接会社経営に関与した経験はないが、長年に亘る弁護士としての豊富な経験や会社経営に関し複数の企業の社外取締役（監査等委員）としての職務を通じた高度な知識を有しており、特に法的な観点からの監査が期待できる適切な人材であると判断したため。 ＜独立役員に指定した理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

4. 補足説明

外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考え、監査等委員である社外取締役を監査等委員会の過半数である3名とすることで、経営への監査体制を強化しており、それぞれの専門的見地から監査が実施されることで、経営監視機能が十分に発揮されるものと判断しております。また、全取締役13名のうち1/3を超える6名を独立社外取締役を維持しており、経営の監督機能体制の強化を図れるものであります。社外取締役を選任するための独立性に関する具体的な基準または方針はありませんが、選任にあたっては企業の役員経験者、地方公共団体の局長経験者、弁護士、公認会計士等の有識者を選任しております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。